

# 今後の都市農地の保全・活用に関する市の取組について

## 1 農地を含む緑地の保全・活用について

### 都市農業振興基本法の制定（平成27年4月）

都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進



- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮  
⇒良好な都市環境の形成

新鮮な農産物の供給

災害時の防災空間

農業体験・学習、  
交流の場

《法で規定する都市農業の多様な機能》

国土・環境の保全

良好な景観の形成

都市住民の農業への  
理解の醸成

### 都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）

新たな施策の方向

- ◆担い手の確保
  - ・都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手を確保
- ◆土地の確保
  - ・都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
  - ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
  - ・都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画制度の在り方を検討
- ◆農業施策の本格展開
  - ・保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換

### 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年5月公布）

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- ◆農地を緑地政策体系に位置付け：**緑地の定義に農地が含まれることを明記**し、都市緑地法の諸制度（緑の基本計画、特別緑地保全地区制度等）の対象とすることを明確化
- ◆都市農地の計画的な保全及び都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進：都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

都市農地の保全・活用

【生産緑地法】

- ◆生産緑地地区の面積要件を条例で**300㎡**（政令で規定）まで引下げ可能に。併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上）。
- ◆生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加。
- ◆特定生産緑地制度
  - ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
  - ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

【都市計画法・建築基準法】

- ◆住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設  
住宅地と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、**開発/建築規制**を通じてその実現を図る。

## 2 調布市の主な取組について

生活文化スポーツ部農政課

- ◆都市農業振興施策の検討・実施
  - ・適合する農地所有者等への周知⇒新規指定
  - ・農業従事者へ制度の内容の周知
- ◆特定生産緑地の指定手続
  - ・農業従事者への意向確認
  - ・生産緑地台帳のデータ化・システム化

都市整備部都市計画課

- ◆特定生産緑地の指定手続
  - ・特定生産緑地指定手続
  - ・台帳のデータ化・システム化（再掲）
- ◆生産緑地地区の区域の規模に関する条例制定  
⇒**300㎡へ引下げ**
- ◆公共用地確保に向けた検討
- ◆集約型土地区画整理事業、田園住居地域等の検討等

環境部緑と公園課

- ◆次期緑の基本計画の策定
- ◆深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画区域内の生産緑地等の都市計画諸制度の適用検討

都市農地の保全・活用に向け、  
生活文化スポーツ部、環境部、都市整備部の3部が連携して、取組を進める必要がある。

# 今後の都市農地の保全・活用に関する市の取組について

## 3 今後のスケジュール

